所定疾患施設療養費算定状況

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定条件】

1. 対象となる入所者は次の通りです。
   ・肺炎
   ・尿路感染症
   ・帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また１回に連続する７日を限度とし、月に１回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺　炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		平成 26 年度											
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
肺炎	人数			1									
	日数			6									
尿路感染症	人数				1				1				
	日数				7				4				
帯状疱疹	人数												
	日数												

診断名/年月		平成27年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	日数												
尿路感染症	人数						1	3	1	1			
	日数						3	13	2	7			
帯状疱疹	人数												
	日数												
診断名/年月		平成28年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	日数												
尿路感染症	人数				1								
	日数				5								
帯状疱疹	人数												
	日数												
診断名/年月		平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数				1	2			1				
	日数				3	13			7				
尿路感染症	人数		2	1		1							
	日数		7	2		2							
帯状疱疹	人数												
	日数												
診断名/年月		平成30年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数				1		1						
	日数				5		5						
尿路感染症	人数	1	1	1									
	日数	3	4	3									
帯状疱疹	人数												
	日数												